

建設工事における工事費内訳書の提出について

「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」の改正により、ダンピング受注防止等のための措置として、建設業者は公共工事の入札の際に、その金額にかかわらず、工事費内訳書を提出することとなっております。

五條市におきましても、平成２８年４月１日から発注する全ての建設工事につきましては、工事費内訳書を提出していただくことになりましたので、入札の際にはご注意ください。

なお、工事費内訳書を提出しない者がおこなった入札、不備がある工事費内訳書を提出した者がおこなった入札は無効となりますので、提出前に必ず確認してください。

記

- １．対象工事 平成２８年４月１日以降に公告、指名通知する全ての建設工事
- ２．内訳書の様式 様式１「工事費内訳書」のとおり
 ※案件ごとに工事区分、工種、種別は指示します。
- ３．提出時期 入札書と工事費内訳書を同時に提出
- ４．内訳書作成にあたっての留意点
 - ① 入札者の住所、会社名、代表者
 - ② 工事名、工事場所
 - ③ 工事費の内訳合計金額と入札金額との整合
 - ④ 工事費の内訳合計金額と計算、内容等の整合